

平成22年3月1日

社団法人 日本ボウリング場協会 山梨県支部 山梨県ボウリング場協会

山梨県ボウリング場協会規約

(名称)

第1条 本会は、「山梨県ボウリング場協会」という。

(管轄)

第2条 本会は、(社)日本ボウリング場協会及び関東ボウリング場協会に帰属するものとする。

(区域)

第3条 本会の区域は山梨県内とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は山梨県内に置く。

(目的)

第5条 本会は、ボウリング場事業の健全性の高揚を通じて事業の発展を図り、加盟センターの営業の安定化に寄与することをもって、地域社会の発展と向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、 ボウリング場に関する調査及びかかわる環境の保全の研究
- 二、 経営に関する情報の交換及び実践の指導
- 三、 企画運営及び広報活動の実践
- 四、 規格適合レーンの検査の実践
- 五、 関係諸団体との連絡並びに友好的交流
- 六、 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員資格)

第7条 本会の会員は山梨県内におけるボウリング場経営者で目的に賛同した者を以て構成する。

(入会)

第8条 入会を希望する経営者はボウリング場毎に申請し理事会の了承により入会することができる。
会員の資格は入会金及び会費の納入により得るものとする。

(入会金)

第9条 本会に入会を申請し了承された場合は次の入会金を納入する。

センター当たり	20,000 円
レーン当たり	2,000 円

(会費)

第10条 会員は毎月、次の金額を会費として該当月の月末までに納入する。

センター当たり	25,000 円
レーン当たり	1,000 円
その他特別会費	
(テレビ山梨杯積立)	20,000 円
(YBS山梨放送積立)	10,000 円
その他	

上記会費内に、日本ボウリング場協会及び関東ボウリング場協会の会費を含むものとする。(下記に詳細)

※参考(平成22年度)

(社)日本ボウリング場協会会費(組合を含む)	(月額)
協会費(BPAJ)	1センター/@600円 + 1レーン/@80円
一般賦課金(組合)	1センター/@2,317円 + 1レーン/@320円
教育情報賦課金(組合)	1センター/@83円
テレビ対策費(組合)	1レーン/@200円

関東支部連合会(関東ボウリング場協会)	(月額)
通常会費/県協会当たり	16,000 円
通常会費/センター当たり	2,160 円
委員会会費/レーン当たり	308 円

(退会)

第11条 会員は会長に60日前迄に届け出て、本会を退会することができる。

(自然退会または除名)

第12条 会員であって、次の各号の一つに該当する者は総会の決議によって自然退会または除名となる。

- 一、 本会の名誉を著しく毀損したり、信用を失わせる行為があった者
- 二、 本規則に反する行為があった者
- 三、 理由無く3ヶ月以上の会費の納入を怠った者

(権利の喪失と義務の履行)

- 第13条 会員であつて、退会または自然退会となつた者は総てに権利を失う。
この場合においては、既納の総ての会費その他の抛出金品は返還しない。
ただし、未履行の義務は履行しなければならない。

(役員)

- 第14条 本会の役員は次の通りとする。
- 1・ 一、 理事はセンター当たり1名とする。
 - 二、 監事1名は理事より選出する。
 - 2・ 前項理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を事務局担当者を置くこととする。
 - 3・ 委員会を設けた場合の委員長は理事がこれに当たる。

(役員を選任)

- 第15条 理事及び監事は総会において選任する。
- 1・ 会長・副会長は理事会においてこれを互選する。
 - 2・ 顧問は理事会の決議によって委嘱することができる。

(役員職務)

- 第16条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2・ 副会長は会長を補佐し会長に欠陥のあつたときはその職務を行う。
 - 3・ 理事は理事会を通じて会務を施行する。
 - 4・ 委員長は委員会の決議により任務を執行する。
 - 5・ 監事は、法の規定に準ずる職務を行う。

(役員任期及び報酬)

- 第17条 役員任期は2年とする。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2・ 役員は無報酬とする。但し、理事会の決議により支給することができる。
 - 3・ 役員重務は妨げない。

(役員任期満了後の義務及び解任)

- 第18条 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務の義務を負うものとする。
- 2・ 役員はふさわしくない行為をしたときは、総会の決議によってその役員を解任することができる。

(会議)

第19条 本会の会議は、総会、臨時総会、理事会及び代表者会議とする。尚これらの会議において必要と認めた場合は、委員会を開くことができる。

(決議事項)

- 第20条
- 1・ 総会は次の事項を決議する。
 - 一、 役員を選任、解任
 - 二、 事業の計画と報告及び収支予算と決算
 - 三、 規約の変更
 - 四、 解散及び残余財産の処分
 - 五、 この規約に定めてある事項及びその他必要と認めた事項
 - 2・ 理事会は次の事項を審議し決定することができる。
 - 一、 会務の執行に関する事項
 - 二、 総会に付議すべき事項
 - 三、 その他重要事項で緊急を要するもの
 - 3・ 代表者会議は前会員出席する会議として、日常行事運営の連絡と情報交歓を目的とし、会務遂行を円滑化する討議をお行う。
 - 4・ 委員会は、本会の目的を達成するための諸行事を直接推進する討議と実務を遂行する。

(会議招集)

- 第21条
- 1・ 総会、理事会、代表者会議は会長が招集する。たま、会員の三分の二以上からの要請のあったとき、特に会長が招集するものとする。
 - 2・ 委員会は委員長が招集する。
 - 3・ 招集は原則として5日前に審議事項等を示した文章により通知して行うこととするが緊急を要する等例外として電話によって行うこともある。

(会議開催)

- 第22条
- 1・ 総会は毎年6月中旬及び必要により開催する。
 - 2・ その他の会議は必要の都度開催する。
 - 3・ 開催の時期、回数は招集する者が決める。

(議長、開会)

- 第23条
- 1・ 会議の議長は通常招集する者があたる。
 - 2・ 開会は過半数の出席を必要とするが、欠席する者は審議内容を委任したものとし開会することもできる。

(議決)

- 第24条 議事の審議は出席構成員の過半数以上の賛成によって決定するが、協力的

な対話を十分行うものとする。

(会議事項)

第25条 会議の事項については、必要最小限の内容を議長の責任として議事録を作成する。

(資産管理)

第26条 本会の資産は理事会の定めるところにより会長がこれを管理し、総会に報告する。

(経費)

第27条

- 1・ 本会の経費は資産及び月会費をもって支弁する。
- 2・ 本会の収支予算は総会の承認を受ける。
- 3・ 収支決算は、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委員会を設置する場合)

第29条

- 1・ 会長が必要と認めたときは、第19条により本会の事業を遂行するため審議範囲を決め決定権を与えた委員会を設けることができる。
- 2・ 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は理事会で定める。

(規約の変更)

第30条 総会において出席構成委員の三分の二以上の同意を得たとき、規約を変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第31条

- 1・ 総会において出席構成委員の四分之三以上の同意得たとき、本会の解散ができる。
- 2・ 解散のときに在する残余財産は前項と等しい同意により処分することができる。

(雑則)

第32条 この規約の施行について必要な事項は規約にある場合の他、理事会の決議により別に定める。

(付則)

第33条

- 1・ 本規約は平成7年4月1日より実施する。
- 2・ 旅費規定及び慶弔既定は別に定めるものとする。

(事務取扱)

第34条

- 1・ 本会の事務は当分の間委託し、事務所を「ダイトースターレーン内」に置く。
- 2・ この項に関する実運営については理事会で決め、代表者会議の同意を得る。

以上